

I. 平成 23 年度第二次改正項目「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成 23 年 11 月 30 日成立 法律第 114 号）」

1. 納税環境整備（国税通則法・所得税法・法人税法・相続税法・消費税法）

《改正のポイント》

- (1) 税務調査の事前通知について、調査手続きの透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、明確化・法制化が図られた。
- (2) 調査終了時の手続きについては、課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から、明確化・法制化が図られた。
- (3) 現行の調査実務上行われている手続きについて、法令上明確化が図られた。
- (4) 更正の請求を行うことができる期間を 5 年（改正前：1 年）に延長し、併せて課税庁が増額更正できる期間を 5 年（改正前：3 年）に延長する。
- (5) 申告時に選択した場合に限り適用が可能な「当初申告要件」がある措置のうち、インセンティブ措置等に該当しない措置については、当初申告要件を廃止する。
- (6) 処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、全ての処分について理由附記を実施する。

重要度	改正の内容	適用関係
△	【税務調査の事前通知】 ○ 税務署長等は、あらかじめ納税義務者に対し、その旨及び調査を開始する日時等を通知する（国通法 74 の 9①）。 ○ 上記にかかわらず、国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、これらの通知を要しない（国通法 74 の 10①）。	平成 25 年 1 月 1 日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等（同日前から引続き行われている調査等に係るものを除く）について適用（改正法附則 39①）。
△	【税務調査の終了通知】 ○ 更正・決定等すべきと認められる場合 ・ その職員は、納税義務者に対し、調査結果の内容を説明するものとする（国通法 74 の 11②）。 ・ その職員は、納税義務者に対し、修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、その納税義務者が納税申告書を提出した場合には、不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることができる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付する（国通法 74 の 11③）。 ○ 更正・決定等すべきと認められない場合 納税義務者に対し、その時点で更正・決定等すべきと認められない旨を書面により通知する（国通法 74 の 11④）。	平成 25 年 1 月 1 日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等（同日前から引続き行われている調査等に係るものを除く）について適用（改正法附則 39①）。

△	【現行の調査実務上行われている手続きの法令上の明確化】 ○ 税務職員の質問検査権 税務職員は、必要があるときは、納税義務者等に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し又はその物件の提示若しくは提出を求めることができるとする規定を横断的に整備する（国通法 74 の 2～74 の 6）。 ○ 税務調査において提出された物件の留置き 税務職員は、国税の調査について必要があるときは、その調査において提示された物件を留め置くことができる（国通法 74 の 7）。	平成 25 年 1 月 1 日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等（同日前から引続き行われている調査等に係るものを除く）について適用（改正法附則 39①、40）。																																																						
◎	【更正の請求の期間の延長】 ○ 更正の請求等の期間の延長（国通法 23、70①②、所法 153、税法 80 の 2、82、相法 32、消法 56） <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="4">更正の請求</td><td>下記以外の国税（原則）</td><td>1 年</td><td>5 年</td></tr><tr><td>贈与税</td><td>1 年</td><td>6 年</td></tr><tr><td>移転価格税制に係る法人税</td><td>1 年</td><td>6 年</td></tr><tr><td>純損失等の金額に係る法人税</td><td>1 年</td><td>9 年</td></tr><tr><td rowspan="5">増額更正</td><td>下記以外の国税（原則）</td><td>3 年</td><td>5 年</td></tr><tr><td>法人税</td><td>5 年</td><td>5 年</td></tr><tr><td>贈与税</td><td>6 年</td><td>6 年</td></tr><tr><td>移転価格税制に係る法人税</td><td>6 年</td><td>6 年</td></tr><tr><td>純損失等の金額に係る法人税</td><td>7 年</td><td>9 年</td></tr><tr><td rowspan="4">減額更正</td><td>下記以外の国税（原則）</td><td>5 年</td><td>5 年</td></tr><tr><td>贈与税</td><td>6 年</td><td>6 年</td></tr><tr><td>移転価格税制に係る法人税</td><td>6 年</td><td>6 年</td></tr><tr><td>純損失等の金額に係る法人税</td><td>7 年</td><td>9 年</td></tr><tr><td colspan="2">決定</td><td>5 年</td><td>5 年</td></tr><tr><td colspan="2">脱税の場合の更正決定</td><td>7 年</td><td>7 年</td></tr></table> ○ 更正期間の期間制限の延長 更正の請求があった日から 6 月を経過する日が更正期間の満了する日後に到来する場合には、その 6 月を経過する日まで、更正することができる（国通法 70③、相法 36）。	区 分		改正前	改正後	更正の請求	下記以外の国税（原則）	1 年	5 年	贈与税	1 年	6 年	移転価格税制に係る法人税	1 年	6 年	純損失等の金額に係る法人税	1 年	9 年	増額更正	下記以外の国税（原則）	3 年	5 年	法人税	5 年	5 年	贈与税	6 年	6 年	移転価格税制に係る法人税	6 年	6 年	純損失等の金額に係る法人税	7 年	9 年	減額更正	下記以外の国税（原則）	5 年	5 年	贈与税	6 年	6 年	移転価格税制に係る法人税	6 年	6 年	純損失等の金額に係る法人税	7 年	9 年	決定		5 年	5 年	脱税の場合の更正決定		7 年	7 年	平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用（改正法附則 36①、37①）。
区 分		改正前	改正後																																																					
更正の請求	下記以外の国税（原則）	1 年	5 年																																																					
	贈与税	1 年	6 年																																																					
	移転価格税制に係る法人税	1 年	6 年																																																					
	純損失等の金額に係る法人税	1 年	9 年																																																					
増額更正	下記以外の国税（原則）	3 年	5 年																																																					
	法人税	5 年	5 年																																																					
	贈与税	6 年	6 年																																																					
	移転価格税制に係る法人税	6 年	6 年																																																					
	純損失等の金額に係る法人税	7 年	9 年																																																					
減額更正	下記以外の国税（原則）	5 年	5 年																																																					
	贈与税	6 年	6 年																																																					
	移転価格税制に係る法人税	6 年	6 年																																																					
	純損失等の金額に係る法人税	7 年	9 年																																																					
決定		5 年	5 年																																																					
脱税の場合の更正決定		7 年	7 年																																																					
△	○ 添付書類の義務化 更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付を義務化する。	平成 24 年 2 月 2 日以後に行う更正の請求について適用（改正法附則 1①一）。																																																						

	○ 内容虚偽の罰則規定 偽りの記載をした更正請求書を提出した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する（国通法 127①一）	
○	【更正の請求の範囲の拡大】 ○ 当初申告要件を廃止する措置 「インセンティブ措置（特別償却等）」及び「利用するかしないかで、有利にも不利にもなる操作可能な措置（各種引当金）」のいずれにも該当しない措置について当初申告要件を廃止する。 「所得税関係」 ① 給与所得者の特定支出控除（所法 57 の 2） ② 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の所得計算の特例（所法 64） ③ 純損失の繰越控除（所法 70） ④ 雑損失の繰越控除（所法 71） ⑤ 変動所得及び臨時所得の平均課税（所法 90） ⑥ 外国税額控除（所法 95） ⑦ 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入（所令 182 の 2） 「法人税関係」 ① 受取配当等の益金不算入（法法 23） ② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法法 23 の 2） ③ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入（法法 37） ④ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入（法法 59） ⑤ 協同組合等の事業分量配当等の損金算入（法法 60 の 2） ⑥ 所得税額控除（法法 68） ⑦ 外国税額控除（法法 69） ⑧ 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例（法令 73 の 2） ⑨ 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例（法令 113） ⑩ 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の 5 倍要件の判定の特例 ⑪ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例（法令 123 の 8③五） ⑫ 特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例	平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用（改正法附則 11、12、15～17、20、21、23）。

	「相続税、贈与税関係」 ① 配偶者に対する相続税額の軽減（相法 19 の 2） ② 贈与税の配偶者控除（相法 21 の 6） ③ 相続税額から控除する贈与税相当額等（相令 4） ○ 適用額の制限を見直す措置 更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることができることとする。 ① 受取配当等の益金不算入（法法 23） ② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法法 23 の 2） ③ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入（法法 37） ④ 所得税額控除（法法 68） ⑤ 外国税額控除（法法 69、所法 95） ⑥ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法 10、42 の 4） ⑦ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例（措法 10 の 2、42 の 4 の 2） ⑧ 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法 10 の 3、42 の 6） ⑨ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法 10 の 6、42 の 11） ⑩ 法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法 10 の 6、42 の 11） ⑪ 青色申告特別控除（65 万円）（措法 25 の 2） ⑫ 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除（措法 41 の 19 の 5） ⑬ 沖縄の特定地域において工場用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 9） ⑭ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 11⑧⑨） ⑮ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 12④） ⑯ 法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法 42 の 13⑤）	
△	【理由附記】 ○ 行政手続法の適用除外 国税に関する法律に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分について、課税庁は行政手続法の	平成 25 年 1 月 1 日以後にする処分について適用。ただし、平成 25 年において記帳及び帳簿等保存義務がない者（平成 20

	規定に基づき理由を示すこととする（国通法 74 の 14①）	年から平成 24 年分までの各年分において記帳及び帳簿等保存義務があった者を除く）にする処分については適用しない（改正法附則 41）。						
△	○ 個人の白色申告者の更正等に係る理由附記 個人の白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、次のとおり実施することとする。 <table><tr><th>区 分</th><th>理由附記の時期</th></tr><tr><td>確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者</td><td>平成 25 年 1 月以後</td></tr><tr><td>上記以外の者</td><td>平成 26 年 1 月以後</td></tr></table>	区 分	理由附記の時期	確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者	平成 25 年 1 月以後	上記以外の者	平成 26 年 1 月以後	—
区 分	理由附記の時期							
確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者	平成 25 年 1 月以後							
上記以外の者	平成 26 年 1 月以後							
△	○ 個人の白色申告者の記帳義務・記録保存義務 前々年の所得金額が 300 万円以下であること等により、記帳義務及び記録保存義務のない事業所得者等について、新たに記帳義務及び記録保存義務を課す（所法 231 の 2）。	平成 26 年 1 月 1 日以後において事業所得者等に該当する者について適用（改正法附則 8）。						

2. 法人課税（所得税共通項目を含む）（法人税法・所得税法）

《改正のポイント》

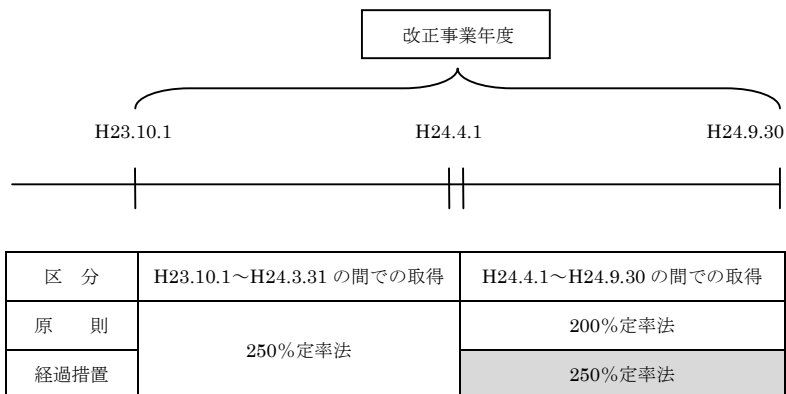
- (1) 法人税率を 25.5%（改正前：30%）に引き下げる。
- (2) 中小企業者等の所得金額のうち、年 800 万円以下の金額について適用される軽減税率を 15%（改正前：18%）に引き下げるとともに、本則税率を 19%（改正前：22%）に引き下げる。
- (3) 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率（1／耐用年数）を 2.0 倍した数（改正前：2.5 倍した数）とする。
- (4) 青色欠損金等の繰越控除制度における控除限度額について、繰越控除前の所得の金額の 80%相当額とする。中小法人等については、現行の控除限度額を存置する。
- (5) 青色欠損金等の繰越期間を 9 年（改正前：7 年）に延長する。
- (6) 貸倒引当金の適用対象法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定する。
- (7) 一般の寄附金の損金算入限度額について、資本基準額と所得基準額との合計額の 4 分の 1（改正前：2 分の 1）相当額に引き下げる。

重要度	改正の内容	適用関係														
◎	【法人税の税率の引下げ及び中小法人等の軽減税率の引下げ】 ○ 法人税率を 25.5%（改正前：30%）に引き下げる（法法 66）。また、中小法人等の軽減税率についても、基本税率とのバランスや個人事業主の所得税負担水準とのバランス等を考慮して、税率を引き下げる（措法 42 の 3 の 2）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">税 率</th></tr> <tr> <th>年 800 万円以下</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>中小法人・一般社団法人等 ・人格のない社団等</td><td>19%（15%）</td><td>25.5%</td></tr> <tr> <td>公益法人等（一般社団法人等を除く）・協同組合等・特定の医療法人</td><td>（15%）</td><td>19%</td></tr> </tbody> </table>	区 分	税 率		年 800 万円以下		普通法人			中小法人・一般社団法人等 ・人格のない社団等	19%（15%）	25.5%	公益法人等（一般社団法人等を除く）・協同組合等・特定の医療法人	（15%）	19%	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用（改正法附則 10）。 カッコ内は、租税特別措置法により平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において適用（措法 42 の 3 の 2）。
区 分	税 率															
	年 800 万円以下															
普通法人																
中小法人・一般社団法人等 ・人格のない社団等	19%（15%）	25.5%														
公益法人等（一般社団法人等を除く）・協同組合等・特定の医療法人	（15%）	19%														
◎	【減価償却（定率法償却率）の改正】 ○ 定率法の償却率 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率に 2 を乗じて計算した割合（200%定率法）とされ、改定償却率及び保証率についても所要の整備がされている（法法 31、法令 48 の 2）（所得税についても同様）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24.4.1 以後取得資産の償却率</td><td>250%定率法</td><td>200%定率法</td></tr> </tbody> </table>	項 目	改正前	改正後	H24.4.1 以後取得資産の償却率	250%定率法	200%定率法	平成 24 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の償却限度額の計算について適用（改正法令附則 3①）。								
項 目	改正前	改正後														
H24.4.1 以後取得資産の償却率	250%定率法	200%定率法														

○ ○ 新規取得資産に対する経過措置

平成 24 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度（以下「改正事業年度」という。）においてその有する減価償却資産につき定率法を選定している場合において、その改正事業年度の同日以後の期間内に減価償却資産の取得をするときは、平成 24 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産とみなして、改正前の償却率（250%定率法）により償却することができる経過措置が講じられている（改正法令附則 3 ②）。

【9 月決算法人の場合】

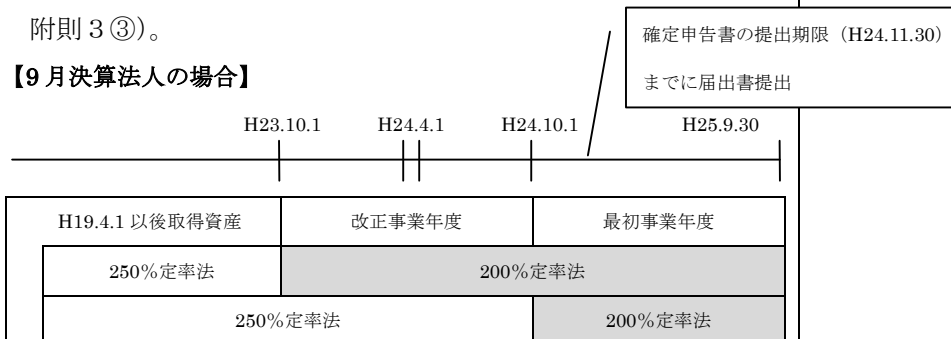


○ ○ 既存資産に対する経過措置

減価償却資産につき

平成 24 年 4 月 1 日の属する事業年度においてその有する減価償却資産（平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされたものに限る。）につき定率法を選定している場合において、その事業年度の確定申告書の提出期限までに一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書に記載された事業年度以後の各事業年度においては、その減価償却資産は平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産とみなして、改正後の償却率（200%定率法）により償却することができる経過措置が講じられている（法令附則 3 ③）。

【9 月決算法人の場合】



◎

【青色欠損金等の繰越控除限度額の縮小】

- 青色欠損金の繰越控除制度及び災害損失金の繰越控除制度における控除限度額を、その各事業年度の所得の金額の 80/100 に相当する金額とする（法法 57①、58①）

ただし、その事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人に該当する内国法人の控除限度額については、その各事業年度の所得の金額に相当する金額とする（法法 57①、58⑥）。

→ 制限なし

- ① 普通法人のうち資本金の額等が 1 億円以下であるもの又は資本等を有しない法人
- ② 公益法人等又は協同組合等
- ③ 人格のない社団等

（例：青色欠損金が 1,200 繰越されている（大法人））

項 目		×1 年度	×2 年度
改正後	控除前所得金額	500	600
	青色欠損金控除額（80%相当額）	400	480
	控除後所得金額	100	120
	翌期繰越欠損金額	800	320
改正前	控除前所得金額	500	600
	青色欠損金控除額（100%相当額）	500	600
	控除後所得金額	0	0
	翌期繰越欠損金額	700	100

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用（改正法附則 14）。

○

○ 経過措置

平成 24 年 4 月 1 日前に次の事実が生じた法人の同日以後最初に開始する事業年度（改正事業年度という。）からそれぞれに掲げる日の属する事業年度までの各事業年度においては、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に平成 24 年 4 月 1 日前にその事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、青色欠損金の繰越控除制度及び災害損失金の繰越控除制度における控除限度額を、その各事業年度の所得の金額（100/100 相当額）とする経過措置が設けられている（改正法附則 14②③、6③）

事 実	期 間
更生手続開始の決定があったこと	その更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後 7 年を経過する日
再生手続開始の決定があったこと	その再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後 7 年を経過する日
上記に準ずる一定の事実	その事実が生じた日以後 7 年を経過する日

◎	【青色欠損金等の繰越控除期間の延長】 ○ 青色欠損金の繰越控除及び災害損失金の繰越控除期間（法法 57①、58①） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">繰越期間</th></tr><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>青色欠損金の繰越控除</td><td>7 年</td><td>9 年</td></tr><tr><td>災害損失金の繰越控除</td><td>7 年</td><td>9 年</td></tr></table> ○ 帳簿書類の保存 欠損金が生じた事業年度の帳簿書類を保存している場合に限 り適用する（法法 57⑩、58⑤）。	区 分	繰越期間		改正前	改正後	青色欠損金の繰越控除	7 年	9 年	災害損失金の繰越控除	7 年	9 年	平成 20 年 4 月 1 日以後に終了 した事業年度において生じた 欠損金額について適用（改正法 附則 14）。									
区 分	繰越期間																					
	改正前	改正後																				
青色欠損金の繰越控除	7 年	9 年																				
災害損失金の繰越控除	7 年	9 年																				
◎	【貸倒引当金制度の適用対象法人の縮小等】 ○ 適用対象法人の縮小（法法 52①、法令 96、法規 25 の 4 の 2） 貸倒引当金制度について、適用法人を次の法人に限定する。 <table><tr><td colspan="2">その事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人</td></tr><tr><td colspan="2">① 普通法人のうち、資本金等の額が 1 億円以下であるもの又は資本等を有しない法人</td></tr><tr><td colspan="2">② 公益法人等又は協同組合等</td></tr><tr><td colspan="2">③ 人格のない社団等</td></tr><tr><td colspan="2">次に掲げる内国法人</td></tr><tr><td colspan="2">① 銀行、保険会社 等</td></tr></table> ○ 経過措置 上記の改正に伴い、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（経過措置事業年度という。） については、改正前の個別評価金銭債権及び一括評価評価金銭 債権の繰入限度額のうち、次の割合に相当する金額まで損金の 額に算入することができる経過措置が設けられている（改正法 附則 13①）。 <table><tr><th>事 業 年 度</th><th>繰入限度額</th></tr><tr><td>平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで の間に開始する各事業年度</td><td>改正前繰入限度額 × 3 / 4</td></tr><tr><td>平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで の間に開始する各事業年度</td><td>改正前繰入限度額 × 2 / 4</td></tr><tr><td>平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで の間に開始する各事業年度</td><td>改正前繰入限度額 × 1 / 4</td></tr></table>	その事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人		① 普通法人のうち、資本金等の額が 1 億円以下であるもの又は資本等を有しない法人		② 公益法人等又は協同組合等		③ 人格のない社団等		次に掲げる内国法人		① 銀行、保険会社 等		事 業 年 度	繰入限度額	平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで の間に開始する各事業年度	改正前繰入限度額 × 3 / 4	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで の間に開始する各事業年度	改正前繰入限度額 × 2 / 4	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで の間に開始する各事業年度	改正前繰入限度額 × 1 / 4	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始す る事業年度の所得に対する法 人税について適用（改正法附則 10）。
その事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人																						
① 普通法人のうち、資本金等の額が 1 億円以下であるもの又は資本等を有しない法人																						
② 公益法人等又は協同組合等																						
③ 人格のない社団等																						
次に掲げる内国法人																						
① 銀行、保険会社 等																						
事 業 年 度	繰入限度額																					
平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで の間に開始する各事業年度	改正前繰入限度額 × 3 / 4																					
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで の間に開始する各事業年度	改正前繰入限度額 × 2 / 4																					
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで の間に開始する各事業年度	改正前繰入限度額 × 1 / 4																					

○	○ 公益法人等又は協同組合等の特例 ・ 割増率を 12%（改正前：16%）に引き下げる（措法 57 の 10 ③）。 ・ 適用期限を 3 年間（平成 27 年 3 月 31 日まで）延長する（措法 57 の 10 ③）。	—																								
◎	【寄附金の損金算入限度額の見直し】 ○ 一般の寄附金の損金算入限度額の引下げ 次のとおり引下げる（新法令 73①一、二）。 <table> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>①資本基準額</td><td colspan="2">期末資本金等の額×2.5／1,000</td></tr> <tr> <td>②所得基準額</td><td colspan="2">所得の金額×2.5／100</td></tr> <tr> <td>③損金算入限度額</td><td>(①+②) ×1／2</td><td>(①+②) ×1／4</td></tr> </table> ※ 資本を有しない法人→所得の金額×1.25／100（改正前：2.5／100） ○ 特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額の拡充 次のとおり拡充する（新法令 77 の 2①一イ、ロ）。 <table> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>①資本基準額</td><td>期末資本金等の額 ×2.5／1,000</td><td>期末資本金等の額 ×3.75／1,000</td></tr> <tr> <td>②所得基準額</td><td>所得の金額 ×5／100</td><td>所得の金額 ×6.25／100</td></tr> <tr> <td>③損金算入限度額</td><td colspan="2">(①+②) ×1／2</td></tr> </table>		改正前	改正後	①資本基準額	期末資本金等の額×2.5／1,000		②所得基準額	所得の金額×2.5／100		③損金算入限度額	(①+②) ×1／2	(①+②) ×1／4		改正前	改正後	①資本基準額	期末資本金等の額 ×2.5／1,000	期末資本金等の額 ×3.75／1,000	②所得基準額	所得の金額 ×5／100	所得の金額 ×6.25／100	③損金算入限度額	(①+②) ×1／2		平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用（改正法令附則 1）。
	改正前	改正後																								
①資本基準額	期末資本金等の額×2.5／1,000																									
②所得基準額	所得の金額×2.5／100																									
③損金算入限度額	(①+②) ×1／2	(①+②) ×1／4																								
	改正前	改正後																								
①資本基準額	期末資本金等の額 ×2.5／1,000	期末資本金等の額 ×3.75／1,000																								
②所得基準額	所得の金額 ×5／100	所得の金額 ×6.25／100																								
③損金算入限度額	(①+②) ×1／2																									
△	【エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除】 ○ 平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する（旧措法 10 の 2 の 2、42 の 5）。	平成 24 年 4 月 1 日前に取得等をし、1 年以内に事業供用をした資産については従来どおり適用。																								
△	【事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除】 ○ 平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する（旧措法 10 の 4、42 の 7）。	平成 24 年 4 月 1 日前に取得等をした資産については従来通り適用。																								
△	【中小企業者等の教育訓練費の総額に係る法人税額の特別控除】 ○ 平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する（旧措法 10 の 4⑤⑥、42 の 7⑤⑥）。	平成 24 年 4 月 1 日前に開始した事業年度分の法人税については従来通り適用。																								

Ⅱ．平成 24 年度税制改正項目「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 24 年 3 月 30 日成立 法律第 16 号）」

1．個人所得課税（所得税法）

《改正のポイント》

- (1) その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の上限を設定する。
- (2) 特定支出の範囲に弁護士等の資格取得費、職務と関連のある図書の購入費等の勤務必要経費（65 万円限度）を追加する。
- (3) 勤務年数 5 年以下の法人役員等の退職金について、2 分の 1 課税を廃止する。
- (4) 源泉徴収に係る所得税の納期の特例について、7 月から 12 月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限を翌年 1 月 20 日とする。
- (5) 認定低炭素住宅ローン減税の制度が創設される。
- (6) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、税額控除限度額の上限額を 50 万円に引き下げた上、その適用期限を 2 年間延長する。
- (7) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡対価に係る要件を 1.5 億円に引き下げた上、その適用期限を 2 年間延長する。
- (8) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年間延長する。
- (9) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年間延長する。
- (10) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え（いわゆる 9 号買換え）について、買換資産の見直しを行った上、その適用期限を 3 年間延長する。

重要度	改正の内容	適用関係																
◎	【給与所得控除の上限設定】 ○ その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額について、245 万円の上限を設定する（新所法 28 ③五、六）。 <table><tr><th>給与等の収入金額</th><th>給与所得控除額</th></tr><tr><td>65 万円以下</td><td>収入金額④</td></tr><tr><td>65 万円超 180 万円以下</td><td>④×40%（最低 65 万円）</td></tr><tr><td>180 万円超 360 万円以下</td><td>72 万円＋（④－180 万円）×30%</td></tr><tr><td>360 万円超 660 万円以下</td><td>126 万円＋（④－360 万円）×20%</td></tr><tr><td>660 万円超 1,000 万円以下</td><td>186 万円＋（④－660 万円）×10%</td></tr><tr><td>1,000 万円超 1,500 万円以下</td><td>220 万円＋（④－1,000 万円）×5%</td></tr><tr><td>1,500 万円超</td><td>245 万円（上限）</td></tr></table>	給与等の収入金額	給与所得控除額	65 万円以下	収入金額④	65 万円超 180 万円以下	④×40%（最低 65 万円）	180 万円超 360 万円以下	72 万円＋（④－180 万円）×30%	360 万円超 660 万円以下	126 万円＋（④－360 万円）×20%	660 万円超 1,000 万円以下	186 万円＋（④－660 万円）×10%	1,000 万円超 1,500 万円以下	220 万円＋（④－1,000 万円）×5%	1,500 万円超	245 万円（上限）	平成 25 年分以後の所得税及び平成 26 年度分以後の個人住民税について適用（改正法附則 51）。
給与等の収入金額	給与所得控除額																	
65 万円以下	収入金額④																	
65 万円超 180 万円以下	④×40%（最低 65 万円）																	
180 万円超 360 万円以下	72 万円＋（④－180 万円）×30%																	
360 万円超 660 万円以下	126 万円＋（④－360 万円）×20%																	
660 万円超 1,000 万円以下	186 万円＋（④－660 万円）×10%																	
1,000 万円超 1,500 万円以下	220 万円＋（④－1,000 万円）×5%																	
1,500 万円超	245 万円（上限）																	
△	○ 給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整のための給与所得控除	平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等及び給与所得者																

	後の給与等の金額の表などに所要の措置を講じる（新別表 2～5）。	の扶養控除等申告書等について適用（改正法附則 53）。															
◎	【特定支出控除の見直し】 ○ 特定支出の範囲の拡大（新所法 57 の 2②） <table><tr><td rowspan="2">追加</td><td>資格取得費</td><td>弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費</td></tr><tr><td>勤務必要経費 (65 万円限度)</td><td>・職務と関連のある図書費 ・職場で着用する衣服の衣服費 ・職務に通常必要な交際費</td></tr><tr><td>現行</td><td colspan="2">通勤費・転居費・研修費・資格取得費・帰宅旅費</td></tr></table> ○ 特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し（新所法 57 の 2 ①） 特定支出の額が次の金額を超える場合は、その超える金額を給与所得控除に加算する。 <table><tr><td>給与等の収入金額が 1,500 万円以下</td><td>給与所得控除額×1/2</td></tr><tr><td>給与等の収入金額が 1,500 万円超</td><td>125 万円</td></tr></table> 特定支出 <table><tr><td rowspan="2">給与所得控除</td><td>勤務費用の概算控除</td></tr><tr><td>他の所得との負担調整</td></tr></table> 給与所得控除	追加	資格取得費	弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費	勤務必要経費 (65 万円限度)	・職務と関連のある図書費 ・職場で着用する衣服の衣服費 ・職務に通常必要な交際費	現行	通勤費・転居費・研修費・資格取得費・帰宅旅費		給与等の収入金額が 1,500 万円以下	給与所得控除額×1/2	給与等の収入金額が 1,500 万円超	125 万円	給与所得控除	勤務費用の概算控除	他の所得との負担調整	平成 25 年分以後の所得税及び平成 26 年度分以後の個人住民税について適用（改正法附則 52）。
追加	資格取得費		弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費														
	勤務必要経費 (65 万円限度)	・職務と関連のある図書費 ・職場で着用する衣服の衣服費 ・職務に通常必要な交際費															
現行	通勤費・転居費・研修費・資格取得費・帰宅旅費																
給与等の収入金額が 1,500 万円以下	給与所得控除額×1/2																
給与等の収入金額が 1,500 万円超	125 万円																
給与所得控除	勤務費用の概算控除																
	他の所得との負担調整																
◎	【役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し】 ○ 特定役員退職手当等に係る退職所得の金額について、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とする（新所法 30②）。 → 1/2 課税の廃止 （特定役員退職手当等） 退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者）としての勤続年数が 5 年以下である者が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。 ① 法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員 ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員 ③ 国家公務員及び地方公務員	平成 25 年分以後の所得税について適用し、個人住民税は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用（改正法附則 51）。															

△	○ 退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項などについて所要の措置を講じる（新所法 201、203①⑧）。	平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき退職手当等及び退職所得の受給に関する申告書について適用（改正法附則 54①②）。						
○	【医療費控除の範囲】 ○ 医療費控除の対象範囲に次に掲げる費用の自己負担分を追加する（所法 73、新所令 207①七）。 ・ 介護福祉士による社会福祉士及び介護福祉士法に規定する喀痰吸引等 ・ 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する認定特定行為業務従事者による特定行為	平成 24 年 4 月 1 日以後に支払う医療費について適用（改正所令附則 1 一、3①②）						
○	【給与所得者等から提出を受けた源泉徴収関係書類の保管・提出】 ○ 源泉徴収義務者が給与所得者等から提出を受けた源泉徴収関係書類の保管・提出について、現行の取扱を法令に規定する（新所規 76 の 3、81 の 6）。 ○ 給与等の支払者は給与所得者の扶養控除等申告書等をその提出期限の属する年の翌年 1 月 10 日の翌日から 7 年間保管する（新所規 76 の 3、81 の 6）。	平成 25 年 1 月 1 日以後に提出すべき申告書等について適用（改正所規 3①③）。						
◎	【源泉徴収に係る所得税の納期の特例及び納期限の特例】 ○ 納期の特例について、7 月から 12 月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限を次のとおりとする（新所法 216）。 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>納期限</td><td>翌年 1 月 10 日</td><td>翌年 1 月 20 日</td></tr> </table> ○ 上記の改正に伴い納期限の特例を廃止する（旧措法 41 の 6）。	項目	改正前	改正後	納期限	翌年 1 月 10 日	翌年 1 月 20 日	平成 24 年 7 月 1 日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用（改正法附則 1①二、55）。
項目	改正前	改正後						
納期限	翌年 1 月 10 日	翌年 1 月 20 日						
△	【上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例等】 ○ 上場株式等の譲渡の範囲に次のものを追加する（新措法 37 の 12 の 2②九、十） 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）の国内にある営業所に信託された上場株式等の譲渡で、その営業所を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの	平成 24 年 4 月 1 日以後に行う上場株式等の譲渡について適用（改正法附則 14）						

△	【非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税】 ○ 非課税口座年間取引報告書の記載事項の変更 非課税口座年間取引報告書に記載すべき事項のうち繰越取得対価の額の記載を不要とするとともに、非課税口座内保管上場株式等について行われた株式分割等により非課税口座に受入れた上場株式等がある場合には、その数、事由等を記載する（新措法 9 の 8、37 の 14、措令 25 の 13）。	—
△	【特定口座内保管上場株式等に係る所得計算等の特例】 ○ 取引のなかった特定口座の特定口座年間取引報告書の交付不要（新措法 37 の 11 の 3⑧） その年中にその特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡及びその特定口座で処理した信用取引等に係る上場株式等の譲渡並びにその特定口座への上場株式等の配当等の受入れが行われなかったもの（取引のなかった特定口座）がある場合には、金融商品取引業者等は、その特定口座を開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して特定口座年間取引報告書の交付を要しないこととする。 ただし、その居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から請求があった場合には、特定口座年間取引報告書を交付しなければならない。	平成 24 年以後の各年において開設されていた特定口座に係る特定口座年間取引報告書について適用（改正法附則 13）。
△	【特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（新措法 37 の 13）】 ○ 適用対象となる特定株式の範囲に次のものを追加する（新措法 37 の 13①四） 地域再生法に規定する認定地域再生事業計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社（平成 26 年 3 月 31 日までに同法の確認を受けたものに限る。）であって中小企業者に該当するものにより発行されている株式で、その確認を受けた日から同日後 3 年を経過する日までの間に発行されるもの	平成 26 年 3 月 31 日までに地域再生法の規定による指定を受けた株式会社について適用

○	【住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除】 ○ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、認定低炭素住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をして平成 24 年又は平成 25 年に居住の用に供した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする（新措法 41、41 の 2）。 → <table><tr><td>認定長期優良住宅に係るものと同様の措置</td></tr></table> <table><tr><th>居住年</th><th>控除期間</th><th>年末残高限度額</th><th>控除率</th></tr><tr><td>平成 24 年</td><td>10 年</td><td>4,000 万円</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>平成 25 年</td><td>10 年</td><td>3,000 万円</td><td>1.0%</td></tr></table>	認定長期優良住宅に係るものと同様の措置	居住年	控除期間	年末残高限度額	控除率	平成 24 年	10 年	4,000 万円	1.0%	平成 25 年	10 年	3,000 万円	1.0%	都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日から適用（改正法附則 1 十二イ）。
認定長期優良住宅に係るものと同様の措置															
居住年	控除期間	年末残高限度額	控除率												
平成 24 年	10 年	4,000 万円	1.0%												
平成 25 年	10 年	3,000 万円	1.0%												
◎	【認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除】 ○ 税額控除限度額の上限額を 50 万円に引き下げる（新措法 41 の 19 の 4）。 <table><tr><th>項 目</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>税額控除限度額</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> ○ 適用期限を 2 年間（平成 25 年 12 月 31 日まで）延長する。	項 目	改正前	改正後	税額控除限度額	100 万円	50 万円	平成 24 年 1 月 1 日以後に認定長期優良住宅を居住の用に供する場合について適用（改正法附則 17）。							
項 目	改正前	改正後													
税額控除限度額	100 万円	50 万円													
◎	【特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例】 ○ 譲渡資産の譲渡対価に係る要件を 1.5 億円に引き下げる（新措法 36 の 2、36 の 5）。 <table><tr><th>項 目</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>譲渡資産の譲渡対価要件</td><td>2 億円</td><td>1.5 億円</td></tr></table> ○ 適用期限を 2 年間（平成 25 年 12 月 31 日まで）延長する。	項 目	改正前	改正後	譲渡資産の譲渡対価要件	2 億円	1.5 億円	平成 24 年 1 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用（改正法附則 12③）。							
項 目	改正前	改正後													
譲渡資産の譲渡対価要件	2 億円	1.5 億円													
○	【居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等】 ○ 適用期限を 2 年間（平成 25 年 12 月 31 日まで）延長する（新措法 41 の 5）。	—													
○	【特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等】 ○ 適用期限を 2 年間（平成 25 年 12 月 31 日まで）延長する（新措法 41 の 5 の 2）。	—													

◎	【特定の資産の買換えの場合等の課税の特例】 ○ 9号買換えについて買換資産の範囲の縮小 9号買換えの買換資産について、次のとおり見直す（新措法37～37の4、65の7～65の9）。 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>譲渡資産</td><td>国内にある土地等、建物又は構築物で、その法人により取得をされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間が10年を超えるもの</td></tr><tr><td>買換資産</td><td>国内にある ① 土地等（<u>事務所、事業所その他の政令で定める施設（「特定施設」という。）の敷地の用に供されるもの（その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が300㎡以上のものに限る。</u>） ② 建物 ③ 構築物 ④ 機械及び装置 ⑤ 国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの</td></tr></table> ○ 特定施設の範囲（新措令39の7⑧、25⑬） <table><tr><th>範 囲</th><th>除外されるもの</th></tr><tr><td>○ 事務所 ○ 事業所 ○ 工場 ○ 作業場 ○ 研究所 ○ 営業所 ○ 店舗 ○ 倉庫 ○ 住宅 ○ その他これらに類する施設</td><td>○ 福利厚生施設に該当するもの</td></tr></table> ○ 9号買換えについて譲渡資産の譲渡に係る対象期間の見直し <table><tr><th rowspan="2">対象 期間</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>平成10年1月1日から平成23年12月31日までの期間</td><td>平成10年1月1日から平成26年12月31日までの期間</td></tr></table>	項 目	内 容	譲渡資産	国内にある土地等、建物又は構築物で、その法人により取得をされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間が10年を超えるもの	買換資産	国内にある ① 土地等（ <u>事務所、事業所その他の政令で定める施設（「特定施設」という。）の敷地の用に供されるもの（その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が300㎡以上のものに限る。</u> ） ② 建物 ③ 構築物 ④ 機械及び装置 ⑤ 国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの	範 囲	除外されるもの	○ 事務所 ○ 事業所 ○ 工場 ○ 作業場 ○ 研究所 ○ 営業所 ○ 店舗 ○ 倉庫 ○ 住宅 ○ その他これらに類する施設	○ 福利厚生施設に該当するもの	対象 期間	改正前	改正後	平成10年1月1日から平成23年12月31日までの期間	平成10年1月1日から平成26年12月31日までの期間	平成24年1月1日以後に適用対象となる譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に適用対象となる買換資産を取得する場合のその資産等について適用（改正法附則12④、27②、38②）。
項 目	内 容																
譲渡資産	国内にある土地等、建物又は構築物で、その法人により取得をされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間が10年を超えるもの																
買換資産	国内にある ① 土地等（ <u>事務所、事業所その他の政令で定める施設（「特定施設」という。）の敷地の用に供されるもの（その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が300㎡以上のものに限る。</u> ） ② 建物 ③ 構築物 ④ 機械及び装置 ⑤ 国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの																
範 囲	除外されるもの																
○ 事務所 ○ 事業所 ○ 工場 ○ 作業場 ○ 研究所 ○ 営業所 ○ 店舗 ○ 倉庫 ○ 住宅 ○ その他これらに類する施設	○ 福利厚生施設に該当するもの																
対象 期間	改正前	改正後															
	平成10年1月1日から平成23年12月31日までの期間	平成10年1月1日から平成26年12月31日までの期間															
△	【特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除】 ○ 適用対象から一団の住宅建設に関する事業を除外する（新措法34の2②三、65の4①三）。 ○ 適用期限を3年間（平成26年12月31日まで）延長する。	平成24年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用（改正法附則12②、27①）															

○	【国に対して重要文化財に準ずる文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例（2分の1課税）】 ○ 次の措置を講じる（新措法 40 の 2②）。 （適用対象） 文化財保護法の規定により重要有形民俗文化財として指定された資産とする。 （対象譲渡先の範囲） 地方公共団体（現行：国）を追加する。 ○ 適用期限を 2 年間（平成 26 年 12 月 31 日まで）延長する。	平成 24 年 4 月 1 日以後に行う重要有形民俗文化財の譲渡について適用（改正法附則 15）
----------	---	---

2. 法人課税（所得税共通項目を含む）（法人税法・所得税法）

《改正のポイント》

- (1) 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年間延長する。
- (2) 環境関連投資促進税制を拡充し、対象資産のうち太陽光発電設備及び風力発電設備に係る即時償却制度を創設する。
- (3) 中小企業投資促進税制について、対象資産に試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年間延長する。
- (4) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年間延長する。
- (5) 交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年間延長する。
- (6) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を2年間延長する。

重要度	改正の内容	適用関係				
◎	【研究開発税制】 ○ 試験研究費の増加額に係る特別税額控除（増加型）又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る特別税額控除（高水準型）を選択適用できる措置の適用期限を 2 年間（平成 26 年 3 月 31 日まで）延長する（新措法 10⑥⑦、42 の 4⑨⑩）（所得税についても同様）。 ○ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例（旧措法 10 の 2、42 の 4 の 2）は、その適用期限（平成 24 年 3 月 31 日）をもって廃止する（所得税についても同様）。	—				
◎	【環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の拡充】 ○ 平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に一定の認定発電設備に該当する太陽光又は風力の利用に資する機械等の取得等をしてその取得等の日から 1 年以内に事業の用に供した場合に即時償却できる規定を創設する（新措法 10 の 2 の 2、42 の 5）（所得税についても同様）。 <table><tr><th>内容</th><th>特別償却</th></tr><tr><td>太陽光、風力の利用に資する機械等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 3 条 2 項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。）（新措法 10 の 2 の 2①ーイ、42 の 5①ーイ）</td><td> 特別償却限度額 （その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額） ↓ 即時償却が可能 （平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間内に取得等をして、1 年以内に事業の用に供した場合） </td></tr></table>	内容	特別償却	太陽光、風力の利用に資する機械等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 3 条 2 項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。）（新措法 10 の 2 の 2①ーイ、42 の 5①ーイ）	特別償却限度額 （その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額） ↓ 即時償却が可能 （平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間内に取得等をして、1 年以内に事業の用に供した場合）	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号附則 1 三）に掲げる規定の施行日以後に取得等をするエネルギー環境負担低減推進設備等について適用（改正法附則 1 十、5、19、30）
内容	特別償却					
太陽光、風力の利用に資する機械等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 3 条 2 項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。）（新措法 10 の 2 の 2①ーイ、42 の 5①ーイ）	特別償却限度額 （その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額） ↓ 即時償却が可能 （平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間内に取得等をして、1 年以内に事業の用に供した場合）					

○	【中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は特別控除】 ○ 対象資産の範囲に次に掲げるものを追加する（新措法 10 の 3、42 の 6）（所得税についても同様）。 ・ 製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品 ○ 適用期限を 2 年間（平成 26 年 3 月 31 日まで）延長する（所得税についても同様）。	平成 24 年 4 月 1 日以後に取得等する特定機械装置等について適用（改正法附則 6、20）
○	【少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例】 ○ 適用期限を 2 年間（平成 26 年 3 月 31 日まで）延長する（新措法 28 の 2、67 の 5）（所得税についても同様）。	—
○	【交際費等の損金不算入制度】 ○ 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を 2 年間（平成 26 年 3 月 31 日まで）延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を 2 年間（平成 26 年 3 月 31 日まで）延長する（新措法 61 の 4）。	—
○	【使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例】 ○ 適用期限を 2 年間（平成 26 年 3 月 31 日まで）延長する（新措法 62）。	—
○	【中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置】 ○ 適用期限を 2 年間（平成 26 年 3 月 31 日まで）延長する（新措法 66 の 13）。	—

3. 国際課税（法人税法）

《改正のポイント》

- (1) 法人の関連者に対する純支払利子等の額が調整所得金額の 50%を超える場合には、その超える部分の金額は、当期の損金の額に算入しないこととする。

重要度	改正の内容	適用関係
△	【関連者間の利子を利用した租税回避への対応（過大支払利子税制の導入）】 ○ 関連者等に係る支払利子等の損金不算入 法人の平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度に関連者支払利子等の額がある場合において、その法人のその事業年度の関連者支払利子等の額の合計額からその事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額（以下「関連者純支払利子等の額」という。）がその法人のその事業年度の調整所得金額の 50%に相当する金額を超えるときには、その超える部分の金額は、当期の損金の額に算入できない（新措法 66 の 5 の 2①）。 ○ 関連者の範囲 関連者等の範囲は、その法人との間に直接・間接の持分割合 50%以上の関係にある者及び実質支配・被支配関係にある者並びにこれらの者による債務保証を受けた第三者等とする（新措法 66 の 5 の 2②）。 ○ 関連者支払利子等の額 関連者支払利子等の額とは、法人の関連者等に対する支払利子等の額で、次に掲げる金額とする（新措法 66 の 5 の 2②） ① 支払利子等の範囲は、利子、利子に準ずるもの及び関連者保証による借入れに伴う保証料等とする。 ② 関連者支払利子等には、借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等は含まれない。 ③ 関連者支払利子等には、その関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者において我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等は含まれない。 ○ 調整所得金額 調整所得金額は、当期の所得金額に、関連者純支払利子等、減価償却費等及び受取配当等の益金不算入額等を加算し、貸倒損失等の特別の損益について加減算する等の調整を行った金額とする。	平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用（改正法附則 29）。

4. 資産課税（相続税法）

《改正のポイント》

- (1) 相続税の連帯納付義務を緩和する。
- (2) 相続税の物納制度又は相続税及び贈与税の延納制度について、災害等が発生した場合又は不服申立てを行った場合には、納税者の準備期間又は税務署長の審査期間を一定の期間延長する制度を創設する。
- (3) 省エネルギー性及び耐震性を備えた良質な住宅ストックを形成する観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長する。
- (4) 山林に係る相続税の納税猶予制度を創設する。

重要度	改正の内容	適用関係								
○	【相続税の連帯納付義務】 相続税の連帯納付義務（共同相続人間における連帯納付義務）について、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める相続税については、連帯納付義務を解除する（新相法 34①ただし書き）。 <table><tr><th>要 件</th><th>解除される相続税</th></tr><tr><td>納税義務者の納付すべき相続税額に係る相続税について、その申告書の提出期限から 5 年を経過する日までに税務署長が連帯納付義務者に対し「連帯納付義務者から徴収しようとする場合の納付通知（新相法 34⑥）」を発していない場合におけるその連帯納付義務者</td><td>その納付すべき相続税額に係る相続税</td></tr><tr><td>納税義務者が延納の許可を受けた場合におけるその納税義務者に係る連帯納付義務者</td><td>その延納の許可を受けた相続税額に係る相続税</td></tr><tr><td>納税義務者の相続税について納税の猶予がされた場合におけるその納税義務者に係る連帯納付義務者</td><td>その納税の猶予がされた相続税額に係る相続税</td></tr></table> ○ 参考「共同相続人間における連帯納付義務（相法 34①）」 被相続人 配偶者 長男 長女 互いに連帯納付の責めに任ずる	要 件	解除される相続税	納税義務者の納付すべき相続税額に係る相続税について、その申告書の提出期限から 5 年を経過する日までに税務署長が連帯納付義務者に対し「連帯納付義務者から徴収しようとする場合の納付通知（新相法 34⑥）」を発していない場合におけるその連帯納付義務者	その納付すべき相続税額に係る相続税	納税義務者が延納の許可を受けた場合におけるその納税義務者に係る連帯納付義務者	その延納の許可を受けた相続税額に係る相続税	納税義務者の相続税について納税の猶予がされた場合におけるその納税義務者に係る連帯納付義務者	その納税の猶予がされた相続税額に係る相続税	平成 24 年 4 月 1 日以後に申告期限等が到来する相続税について適用（改正法附則 57①②）。
要 件	解除される相続税									
納税義務者の納付すべき相続税額に係る相続税について、その申告書の提出期限から 5 年を経過する日までに税務署長が連帯納付義務者に対し「連帯納付義務者から徴収しようとする場合の納付通知（新相法 34⑥）」を発していない場合におけるその連帯納付義務者	その納付すべき相続税額に係る相続税									
納税義務者が延納の許可を受けた場合におけるその納税義務者に係る連帯納付義務者	その延納の許可を受けた相続税額に係る相続税									
納税義務者の相続税について納税の猶予がされた場合におけるその納税義務者に係る連帯納付義務者	その納税の猶予がされた相続税額に係る相続税									
△	【相続税・贈与税の延納手続等】 ○ 災害その他のやむを得ない事情が生じた場合には、申請者の準備期間又は税務署長の審査期間に国税通則法第 11 条の規定により申告期限等が延長された期間等を加算する等の措置を講ず	平成 24 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用（改正								

	る（新相法 39②③、42②③④）。	法附則 58）。														
◎	【直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充】 ○ 非課税限度額を次のとおり拡充する（新措法 70 の 2①六）。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">最初の贈与年</th><th colspan="2">非課税限度額</th></tr> <tr> <th>省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋</th><th>左記以外の住宅用家屋</th></tr> <tr> <td>平成 24 年</td><td>1,500 万円</td><td>1,000 万円</td></tr> <tr> <td>平成 25 年</td><td>1,200 万円</td><td>700 万円</td></tr> <tr> <td>平成 26 年</td><td>1,000 万円</td><td>500 万円</td></tr> </table> ※ 適用対象となる住宅用家屋の床面積は 240 ㎡以下 ○ 適用期限を 3 年間（平成 26 年 12 月 31 日まで）延長する。	最初の贈与年	非課税限度額		省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	平成 24 年	1,500 万円	1,000 万円	平成 25 年	1,200 万円	700 万円	平成 26 年	1,000 万円	500 万円	平成 24 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用（改正法附則 41⑤⑥）。
最初の贈与年	非課税限度額															
	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋														
平成 24 年	1,500 万円	1,000 万円														
平成 25 年	1,200 万円	700 万円														
平成 26 年	1,000 万円	500 万円														
◎	【住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例】 ○ 適用期限を 3 年間（平成 26 年 12 月 31 日まで）延長する（新措法 70 の 3）。	—														
○	【農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予】 ○ 10 年以上（貸付け時において 65 歳未満である場合には、20 年以上）納税猶予の適用を受けている受贈者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸付けた場合には、その貸付けによる賃借権等の設定はなかったものとし、農業経営は廃止していないものとして納税猶予の適用を認める（相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例と同様の措置）（新措法 70 の 4 の 2）。	—														
○	【林業に係る相続税の納税猶予制度の創設】 ○ 林業経営相続人が、相続又は遺贈により、特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（立木又は土地）についてその特定森林経営計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して取得した場合において、その林業経営相続人がその特定森林経営計画に基づいて引続き施業を継続していくときは、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、その相続又は遺贈により取得した山林で一定の要件をみたすものに係る課税価格の 80%に対応する相続税額については、その林業経営相続人の死亡の日までその納税を猶予する（新措法 70 の 6 の 4）。	平成 24 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得をする山林について適用（改正法附則 41①）														

5. 消費課税（消費税法）

《改正のポイント》

- (1) 消費税が非課税とされる介護サービスの範囲に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び地域支援事業として要支援者等に対して行われる資産の譲渡等を加える。

重要度	改正の内容	適用関係
○	【消費税の非課税とされる介護サービスの範囲の拡充（新消令 14 八、14 の 2①十二、別表第一六ト、七） ○ 消費税が非課税とされる介護サービスの範囲に、介護保険法の規定に基づく地域支援事業として要介護者又はこれに準ずる者に対して行われる介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等（市町村が定めるものその他厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る）を加える	平成 24 年 4 月 1 日から適用。